「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（住民税均等割非課税世帯分【※国制度名：ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】）」

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯への生活支援情報です。対象は、低所得の子育て世帯です。対象者は、子ども１人につき５万円をもらうことができます。対象となるには、要件があります。

【支給対象者＜＝給付金を　もらうことができる人＞】
【１】「養育の要件」の①～⑦のどれかに あてはまる人で、【２】「所得の要件」の①か②のどちらかに　あてはまる人

※「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」をもらった人は、今回は対象になりません。

※一緒に住んでいる祖父母等の所得（給 料 など）が高いという理由で「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」をもらうことができなかった人は、親（養育者）の 2021（令和3）年度分の住民税均等割が非課税の場合などの要件にあてはまれば、もらうことができます。

【１】養育の要件

① 2021（令和3）年4月分の児童手当を もらった人（公務員以外の人）
※施設等の設置者などは、対象ではありません。里親の人は、対象です。

② 2021（令和3）年4月分の 児童手当を もらった人（公務員）

③ 2021（令和3）年4月分の 特別児童扶養手当を もらった人

④ 新しく、児童手当をもらう人（公務員以外の人）
2021（令和3）年5月から、2022（令和4）年3月までの どれかの月の 児童手当をもらうことが　新しく決まった人、または、児童手当の金額の改定が 決まった人

⑤ 新しく、児童手当をもらう人（公務員）
2021（令和3）年5月から、2022（令和4）年3月までの どれかの月の 児童手当をもらうことが　新しく決まった人、または、児童手当の金額の改定が 決まった人

⑥ 新しく、特別児童扶養手当をもらう人
2021（令和3）年5月から、2022（令和4）年3月までの どれかの月の特別児童扶養手当をもらうことが新しく決まった人、または、特別児童扶養手当の金額の改定が 決まった人

⑦ その他の 対象になる児童の養育者
上記①～⑥のどれにも あてはまらない人で、2003（平成15）年4月２日から 2006（平成18）年4月１日までの 間に生まれた子どもを 育てている人

【２】所得の要件

① 2021（令和3）年度分の住民税均等割が非課税の人

※税金を まだ申告していない人は、含まれません。
ただし、まだ申告をしていない人でも、生活保護を受給している人は 含まれます。

② 新型コロナウイルス感染症の影響で、2021（令和3）年1月より後に、収 入が急に減り、2021（令和3）年度分の住民税均等割が 非課税の人と 同じくらいの収 入になった人

【支給の対象になる児童】
2003（平成15）年4月２日から 2022（令和4）年2月28日に 生まれた子ども
（障害のある児童は、2001（平成13）年4月２日の後に生まれた子どもが 対象です）

【金額】
子ども１人につき 5万円

【申請受付期間】
2021（令和3）年7月９日（金）～2022（令和4）年2月28日（月）
※2022（令和4）年2月１日（火）～2022（令和4）年2月28日（月）に、児童を養育することになった人は、2022（令和4）年3月15日（火）まで、申請を受付けます。

【申請の手続き】
申請が必要ない人
支給対象者【１】①③④⑥のどれかに あてはまり、支給対象者【２】①の人
※支給時期が決まったら、仙台市からお知らせします。

申請が必要な人
上記の①「申請が必要ない人」以外の 支給対象者の人

申請書類は区役所・総合支所の児童扶養手当の窓口で、もらうことができます。仙台市のホームページから、ダウンロードもできます。
自宅（自分の住んでいる場所）に申請書類を送ってほしい人は、コールセンターに電話してください。
申請のための書類と 封筒（郵便代はかかりません）を送ります。

【支給の時期】
・支給対象者【１】「養育の要件」①か③のどちらかに あてはまり、支給対象者【２】「所得の要件」①に あてはまる人
2021（令和3）年7月１日に お知らせを送りました。2021（令和3）年7月８日に 児童手当または、特別児童扶養手当の 口座に振り込みました。

※2021（令和3）年1月２日の後に、仙台市へ転入した人には、7月16日に振り込みました。

※6月の後に 税金の申告をした人には、仙台市が確認してから、お知らせを送ります。

・支給対象者【１】「養育の要件」④か⑥のどちらかに　あてはまり、支給対象者【２】「所得の要件」①に　あてはまる人

児童手当、または特別児童扶養手当について 決まった後に、仙台市から お知らせを送ります。

・上記以外の人

申請書を提出してから、１か月くらいで　支給します。

【申請書の提出場所】

あなたが住んでいる、区役所・総合支所の　児童扶養手当の窓口に、申請書を提出してください。（土日祝日は受付ません）郵送で提出することもできます。

青葉区役所　保育給付課子育て給付係　〒980-8701　青葉区上杉一丁目5-1
宮城総合支所　保健福祉課保育給付係　〒989-3125　青葉区下愛子字観音堂5
宮城野区役所　保育給付課子育て給付係　〒983-8601　宮城野区五輪二丁目12-35
若林区役所　保育給付課子育て給付係　〒984-8601　若林区保春院前丁3-1
太白区役所　保育給付課子育て給付係　〒982-8601　太白区長町南三丁目1-15
秋保総合支所　保健福祉課福祉係　〒982-0243　太白区秋保町長袋字大原45-1
泉区役所　保育給付課子育て給付係　〒981-3189　泉区泉中央二丁目1-1

詳しくは、仙台市ホームページを　見てください。

>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（住民税均等割非課税世帯分【※国制度名：ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】）（新型コロナウイルス感染症関連）

https://www.city.sendai.jp/kodomo-kyufu/kosodatesetai_seikatusientokubetukyufu2.html

【問合せ】

仙台市「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター
電話：022-200-2723
受付時間：毎日　午前8時30分～午後6時